

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

我孫子市

2 構造改革特別区域の名称

我孫子市福祉運送セダン特区

3 構造改革特別区域の範囲

我孫子市の全域

4 構造改革特別区域の特性

我孫子市は、千葉県北西部に位置し、北は利根川、南は手賀沼に挟まれており東西約 14 km、南北約 5 km の細長いまちで、面積は 43.19 平方キロメートルです。

本市は東京都心から 30 km 圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和 45 年に市制を施行し、平成 17 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 131,592 人となっています。近年では大型マンション建設が行われていますが、大半が市内からの転居者であり、市全体の人口は微増傾向で、住民の特性として永住する方が多いことから、年々高齢化が進む傾向で、確実に早いスピードで超高齢社会が訪れようとしています。

(1) 移動制約者の状況

市内の高齢化の状況は、65 歳以上が 22,766 人、高齢化率は 17.3% で、毎年約 1,000 人程度増加しています。さらに、高齢化のスピードが早く、平成 20 年頃には 21% を超える超高齢社会へ突入すると予測されています。

このうち、要介護・要支援認定者数は 3,213 人、その内 65 歳以上は 3,045 人で、高齢者人口の 13.4% を占めています。(表 1) また、このうち 1,695 人が居宅介護サービスを利用しています。(表 2)

さらに、平成 17 年 4 月 1 日現在の身体障害者数は 2,611 人で、知的障害者 509 人、精神障害者 245 人で、要介護・要支援認定者と合わせた移動制約者は 6,578 人です。(表 3 ~ 5)

表1 要介護(要支援)認定者数

平成17年4月1日現在 単位；人

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	543	1,030	420	384	382	286	3,045
65歳以上75歳未満	106	212	68	54	68	50	558
75歳才以上	437	818	352	330	314	236	2,487
第2号被保険者	16	61	22	28	19	22	168
総数	559	1,091	442	412	401	308	3,213

表2 要介護・要支援認定者の内居宅介護(支援)サービス受給者数

平成17年3月分 単位；人

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	264	669	299	202	169	92	1,695
第2号被保険者	6	32	19	18	12	14	101
総数	270	701	318	220	181	106	1,796

表3 身体障害者手帳取得者状況

平成17年4月1日現在 単位；人

等級	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1	81	5	0	422	464	972
2	56	54	1	351	8	470
3	21	20	16	224	84	365
4	16	42	14	288	179	539
5	20	0	0	108	0	128
6	17	55	0	65	0	137
計	211	176	31	1,458	735	2,611

表4 知的障害者の障害別状況

平成17年4月1日現在 単位；人

18歳未満			18歳以上			計
重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	
49	50	69	88	91	162	509

表5 精神保健福祉手帳交付状況

平成17年4月1日現在 単位；人

等級	1級	2級	3級	計
人数	58	143	44	245

この移動制約者の方々は、バスや電車などの公共交通機関を単独で利用することが困難であるため、家族による送迎に頼っている状況です。このため、家族による送迎及びそれに伴う介護に要する負担が大きく、これらの改善を含めたバリアフリーのまちづくりによる地域福祉の充実が課題となっています。

また、身体障害者のうち、障害が重複しない視覚障害者や軽度の肢体不自由者については、必ずしも福祉車両による輸送の必要性がなく、セダン型の車両による輸送で対応することが可能です。さらに、重度の知的障害者や引きこもりがちな精神障害者についても、一人では買い物などの外出が大変難しく、心を許したヘルパーや介助者と一緒でなければ外出できないため、特定のヘルパーが普段利用している車両による輸送を可能とし、その移動ニーズに対応することが求められています。

(2) 公共交通機関の状況

市内の公共交通機関は、JR 常磐線、JR 成田線、路線バス（阪東自動車株）及び市民バス（我孫子市）が運行されています。（表6～表7）

路線バスは、主に市内各地から駅までを、7路線30系統50台で運行しています。バス事業者においては、交通バリアフリー法に基づき、平成22年度までに、全50車両をノンステップバスに変更していく予定であり、現在の保有状況は全体の40%の20台であります。しかし、このノンステップバスの運行時間は決まっていないため、移動制約者にとっては、必ずしも利用しやすい交通網ではありません。また、現在、市で運行している市民バスについても、その運行は新木地区に限られており、その使用車両もバリアフリー対応の車両ではないことから、誰もが利用しやすい交通手段ではありません。

我孫子市の地形は、国道356号を中心に東西に長く、住宅地から各駅へは高低差があるため、移動制約者にとっては移動の阻害要因となっています。

このような状況であることから、介護者や移動制約者の新たな移動手段として、セダン型に使用車両を拡大した福祉有償運送が効果的であると考えられます。

表6 鉄道路線の状況

会社名	路線名	駅名(6駅)
東日本旅客鉄道株式会社	常磐線、成田線	我孫子駅、天王台駅、 東我孫子駅、湖北駅、新木駅、布佐駅

表7 バス路線の状況

運行主体	路線数	使用車両台数	ノンステップバス台数
阪東自動車株式会社	7 路線 30 系統	50	20
我孫子市	1 路線 1 系統	1	

(注)我孫子市では、交通不便地域と駅とを結ぶ市民バスを1路線運行しており、平成18年1月からはさらに2路線運行を行う予定

(3) 福祉輸送の状況

市内を運行しているタクシー事業者は9社ですが、そのうち、福祉車両を所有している事業者は1社(2台)のみです。(表8)

本市が実施している福祉タクシー助成事業は、タクシーの初乗り料金を上限に助成しており、利用状況は、平成15年度871人、平成16年度938人となっています。また、昨年(平成16年)10月から実施した高齢者移送サービスについては、タクシーの初乗り料金(660円)または、ストレッチャー車両等特殊車両については1回3,000円以内を限度に助成しています。利用状況は139人(利用件数493件)にのぼります。(表9~10)

表8 市内を運行するタクシー事業者の状況

会社名	所有台数	内福祉車両数
第一富士交通株式会社	26	0
今井タクシー有限会社	46	0
我孫子交通株式会社	27	0
豊島交通株式会社	27	2
沼南タクシー有限会社	21	0
千葉県東葛個人タクシー協同組合	110	0
株式会社ニュー東豊	13	0
北総交通	27	0
ニューアリピラ	10	0
合計	307	2

表9 平成15年度・平成16年度の福祉タクシー助成状況（契約事業者9者）

区分	平成15年度	平成16年度
交付者数(人)	871	938
助成額(円)	15,912,200	16,304,360

表10 平成16年度の高齢者移送サービスの助成状況（契約事業者8者）

（平成16年10月1日から実施）

区分	平成16年度
交付者数(人)	139
利用件数(件)	493
助成額(円)	441,860

5 構造改革特別区域計画の意義

近年の生活形態の多様化に伴い、公共交通機関においても、様々なニーズがあります。市民の一般的な公共交通機関として多く利用される電車やバスについては、駅にエレベーター・エスカレーターを設置し、超低床ノンステップバスの導入などを積極的におこない、高齢者や障害者などの誰もが安心して外出し利用できる機会を提供してきました。しかし、要支援者、要介護度1～2程度の要介護者、内部障害者、視覚障害者等で福祉車両を必ずしも必要としない移動制約者に対しては、多様な外出ニーズに対応できていないのが実情です。

そこで移動制約者に対しても、福祉車両による福祉有償運送のみならず、セダン型による福祉有償運送を導入することにより、移動交通手段が多様になり、利用者のニーズに対応した介護サービスを提供することができるようになると考えます。

福祉車両のみならず、セダン型等の一般車両の利用を可能にすることにより、多くのボランティア活動への自主的な参加と、各種団体の活性化を促し、また、移動制約者の外出ニーズに対応できるようになり、外出支援の拡充が図れます。さらに、介護者にとっては負担の軽減になり、今まで介護に追われていた時間を自らが率先して、就労や地域社会への社会参加活動へ利用することが可能となり、外出などを控えていた移動困難者についても、積極的な社会参加や地域交流が可能になるなど、家族の介護に依存している状況の改善が図られ、バリアフリーのまちづくりにより地域福祉の推進に繋がると考えられます。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、要介護高齢者や障害者などに対し福祉タクシー制度や、高齢者の移送サービスなどの助成事業をおこなってきました。また、誰もが安心して快適に外出ができるように、駅や駅前周辺のバリアフリー化や超低床ノンステップバスの導入など、交通弱者対策として交通バリアフリー化を実施してきました。しかしながら、引きこもりがちな知的障害者や精神障害者を含めた移動制約者にとっては、交通移動手段が限られていることが実情であるため、こうした交通事情の改善が必要です。

介護者や移動制約者の新たな外出支援として、セダン型による福祉有償運送が利用できれば、福祉車両を含めた多数の車両が利用できることになり、移動制約者の外出支援を拡大し、通院、買い物、交流などにより社会参加を広げるとともに、家族の介護に依存している状況を改善できます。

これらにより地域の交流が活性化し、また、ボランティアとして市民の自主的活動の増加とNPO等の活動の拡充を図り、バリアフリーのまちづくりと合わせて地域福祉の充実を目指します。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等による福祉有償運送の実施により、超高齢社会直前の我孫子市で次々と定年退職するシニア世代の社会参加の機会を拡充することができ、NPO等の活動が拡充し、地域社会の活性化が図られると考えます。また、セダン型の車両を拡大することにより、福祉有償運送による通院、買い物、交流の機会が拡大し社会参加や消費行動が促進されます。また、外出時の介護を担っている介護者は負担が軽減され、社会参加や就労の機会が拡大すると考えられます。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

○ 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業

平成15年4月から開始された身体障害者、知的障害者、障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度にはない「移動介護制度」があり、障害者の外出支援を目的としている。

(1) 福祉タクシー助成事業

対 象 者 ; 身体障害者手帳所持者で 1・2 級の方、療育手帳所持者で A ~ A 2 の方、
精神障害者保健福祉手帳所持者で 1 級の方

助成の方法 ; タクシー初乗り料金を上限に助成

交付枚数 ; 年間 4 8 枚、人工透析を受けている方で週 3 回程度通院時に使用する方
は年間 9 6 枚

利用実績 ; 表 9 の通り

契約事業者 ; 10 事業者 (平成 17 年 9 月現在)

(2) 高齢者移送サービス

対 象 者 ; 要介護 3 以上の認定者

助成の方法 ; タクシー初乗り料金 (660 円) を上限に助成

ストレッチャー車両等特殊車両は 3,000 円 / 回以内

交付枚数 ; 月 4 枚年間 4 8 枚

利用実績 ; 表 10 の通り

契約事業者 ; 9 事業者 (平成 17 年 9 月)

表 9 平成 15 年度・平成 16 年度の福祉タクシー助成状況 (再掲)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度
交付者数 (人)	871	938
助成額 (円)	15,912,200	16,304,360

表 10 平成 16 年度の高齢者移送サービスの助成状況 (再掲)

(平成 16 年 10 月 1 日から実施)

区分	平成 16 年度
交付者数 (人)	139
利用件数 (件)	493
助成額 (円)	441,860

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内で活動する我孫子市福祉有償運送協議会において認められた社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

我孫子市で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が我孫子市

(3) 事業により実現される行為

運輸主体が使用権限を有する車両を用いて、要介護(要支援)認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者の移動制約者のうち、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償で送迎サービスを提供するもの

5 当該規制の特例措置の内容

本市における移動制約者は、要介護(要支援)認定者3,213人、身体障害者2,611人、知的障害者509人、精神障害者245人にのぼり、福祉有償運送の需要が多く見込まれます。

平成16年度より規制が緩和された福祉車両によるボランティア輸送は、福祉車両が十分に配置できない大部分の社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人にとってはその申請が行えない状況が続いています。

本市における移送サービスの活性化のため、福祉サービスの使用車両を拡大することにより、社会福祉法人やNPO法人等の市民活動団体の活力を引き出し、ボランティアとして市民の自主的活動が増え、バリアフリーのまちづくりなど地域福祉の充実推進へ繋がると考えます。

また、車イス等を使用しなくてもよい内部障害者、視覚障害者、知的障害者等の移動制約者にとっては、福祉車両でなくても利用が可能であるため、運行車両の規制の緩和が移動手段の選択肢を広げることになり、利用者の増加が見込まれます。

(1) 我孫子市福祉有償運送運営協議会の設置

社会福祉法人、NPO法人等が福祉有償運送事業を円滑に実施できるようにするため我孫子市福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

運営協議会の事務局は、我孫子市環境生活部交通整備課に置く。

ア 運営協議会は、我孫子市が主宰し、構成員は次の者とする。

(ア) 福祉有償運送の利用者又は介護者

(イ) 福祉分野に関連する市民活動団体、ボランティア団体の代表又はその指名する者

(ウ) 我孫子市内タクシー事業者の代表又はその指名する者

(エ) 千葉運輸支局長又はその指名する職員

(オ) 我孫子市長が指名する職員

イ 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて、臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(2) 有償運送の条件

運送主体

我孫子市で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人で、運営協議会の協議を経て許可を取得した事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記のいずれかに該当し、運営協議会において認められた登録会員及び付添人とする。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害(人工透析を受けている場合を含む。)、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、移動制約条件、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について、会員登録時に苦情処理の方法を説明し、対応する。

使用車両

- ・使用する車両は、運営主体が使用権原を有していること。
この場合において運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運営主体と自家用自動車を提供し、当該輸送と携わる者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面に有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確に記載されていること。
- ・福祉車両は、車イス若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ・運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・外部からみやすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。（記載内容 氏名、名称又は記号 「有償運送車両」又は、「80条許可車両」の文字 ステッカー、マグネットシート又はペンキにより50ミリメートル以上で表記）

運転者

運転者は普通第二種免許を有することを基本とする。

これにより難しい場合は、運営協議会において以下の点について協議し、適当と認められた者とする。

- ・申請日前3年間運転免許停止処分以上を受けていないこと。
- ・千葉県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体

が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者

- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

運送の対価

運送の対価は、一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限は、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃額のおおむね二分の一とする。

管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

法令の遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。